



項 目	内 容	備 考
<p>b. 取引参加者の義務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株券オプション清算資格の要件は、以下のとおりとする。 総合取引資格又は株券オプション取引資格を有すること クリアリング機構の清算資格（他社清算資格についてはクリアリング機構の他社清算資格）を有すること 財務状況についての基準を満たすこと 清算・決済に関して適切な業務執行体制を有していること</li> <li>・ 総合取引参加者又は株券オプション取引参加者（以下「総合取引参加者等」という。）は、クリアリング機構の清算資格及び当取引所の株券オプション清算資格を取得するか、クリアリング機構の他社清算参加者とのクリアリング機構が定める様式による清算受託契約の締結及び当取引所の株券オプション他社清算参加者との当取引所が定める様式による清算受託契約の締結をしなければならない。</li> <li>・ クリアリング機構の清算資格を有しない総合取引参加者等は、清算受託契約を締結しているクリアリング機構の他社清算参加者のうちから、常に決済を行わせる相手（以下「指定清算参加者」という。）を1社指定しなければならない。</li> <li>・ クリアリング機構の清算資格及び当取引所の株券オプション清算資格を有しない総合取引参加者等は、清算受託契約を締結している株券オプション他社清算参加者のうちから、指定清算参加者を1社指定しなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株券オプション清算資格の財務要件は、クリアリング機構の清算資格の財務要件と同様（現行の当取引所の清算資格の財務要件と同様）とする。</li> <li>・ 移行時において当取引所の現物等清算資格を有する者は、クリアリング機構の清算資格を取得することを条件として、審査を受けることなく、株券オプション自社清算資格（クリアリング機構の他社清算資格を取得する場合は株券オプション他社清算資格）を取得する。</li> <li>・ 総合取引参加者等は、必要な清算資格の取得及び清算受託契約の締結のいずれをも行わない場合は、売買を行うことができない。</li> <li>・ 指定清算参加者の指定及び変更は当取引所の承認を要する。</li> <li>・ 総合取引参加者等が当取引所以外の市場の参加者である場合、指定清算参加者はすべての市場において同一でなければならない。</li> <li>・ 株券オプション取引に係る指定清算参加者は現物取引に係る指定清算参加者と同一でなければならない。</li> </ul>

項目	内容	備考
<p>c. 取引参加者に対する措置</p> <p>(2) 清算基金の取扱い</p> <p>2. 清算・決済制度関係</p> <p>(1) 現物取引</p> <p>a. 現物取引の清算・決済</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クリアリング機構の清算参加者がクリアリング機構から清算業務の制限等の措置を受けた場合は、当取引所は、当該清算参加者及び当該清算参加者を指定清算参加者とする総合取引参加者等の当取引所における現物取引及び株券オプション取引について売買の制限等所要の措置を行う。</li> <li>・ 清算参加者（国債先物等清算参加者、株価指数先物等清算参加者及び株券オプション清算参加者をいう。）が当取引所に預託すべき先物・オプション取引清算基金の所要額は、その有する清算資格の種類ごとの所要額の合計額とする。</li> <li>・ 現物取引（株券オプションの権利行使により成立する株券の売買を含む。以下同じ。）については、クリアリング機構に債務引受けを行わせる。</li> <li>・ クリアリング機構の清算参加者である総合取引参加者等は、現物取引（他社清算参加者の場合は清算取次による売買を含む。）について、クリアリング機構の定めるところにより決済を行うものとする。</li> <li>・ クリアリング機構の清算参加者でない総合取引参加者等は、現物取引について、当取引所の定めるところにより指定清算参加者との間で決済を行うものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「清算基金」を「先物・オプション取引清算基金」に改称する。</li> <li>・ 株券オプション清算資格については、最低所要額を設けない。 &lt; 現行の最低所要額 &gt; 現物等清算資格 : 3,000 万円 国債先物等清算資格 : 1,000 万円 株価指数先物等清算資格 : 1,000 万円</li> <li>・ 現在は、当取引所が債務引受けを行っている。</li> <li>・ 当面の間、当取引所が現物取引に係るクリアリング機構の清算手数料を負担し、当取引所の取引参加者負担金の変更は行わないこととする。</li> <li>・ 具体的な決済方法は当取引所の現行の決済方法と同様となる。</li> <li>・ 具体的な決済方法等は現行どおり。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
b. 貸借取引の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クリアリング機構の清算参加者である総合取引参加者等又は指定証券金融会社は、貸借取引に係る受渡しについては、クリアリング機構が定めるところにより行うものとする。</li> <li>・ クリアリング機構の清算資格及び当取引所の株券オプション清算資格を有しない総合取引参加者等についても、指定証券金融会社との貸借取引を行い得ることとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸借銘柄の選定は当取引所が行う。</li> <li>・ 現在は、当取引所の現物等清算資格を有しない総合取引参加者等は貸借取引を行うことができない。</li> <li>・ 貸借取引の具体的なスキームについては、指定証券金融会社の規則により定める。</li> </ul>
c. 現物取引制度の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当日決済取引については、約定日当日を受渡日とする同一総合取引参加者間の対当取引に限ることとする。</li> <li>・ 円貨建外国債券の特別取引を廃止する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ToSTNeT 取引も同様とする。</li> </ul>
d. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場管理のために行う有価証券の売買又はその受託に関する規制措置については、現行どおり当取引所が規制主体となる。</li> <li>・ 当取引所の「新株引受権証書等振替決済制度」及び「転換社債型新株予約権付社債券振替決済制度」を廃止する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発行日決済取引の売買証拠金に関する規制措置を含む。</li> <li>・ 「転換社債型新株予約権付社債券振替決済制度」は、株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）の非取扱銘柄（外国CB）が対象。</li> <li>・ 新株引受権証書等及び外国CBについては、日本証券決済株式会社が運営する振替決済制度に移行する。</li> <li>・ 当取引所の外国株券振替決済制度については現行どおり。</li> </ul>

項目	内容	備考
(2) 先物・オプション取引の清算・決済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先物・オプション取引については、引き続き、当取引所が債務引受けを行う。</li> <li>・ 当取引所は、参加者のアクセスポイントの一元化による効率性・利便性維持の観点から、先物・オプション取引の清算・決済に関する事務の一部をクリアリング機構に委託する。</li> <li>・ 当取引所の清算参加者は、当取引所との先物・オプション取引の決済のための金銭及び有価証券の授受については、清算参加者の口座とクリアリング機構の口座との間の口座振替により行うものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当取引所は、改正証取法上の「証券取引清算機関」と位置付けられる。</li> <li>・ 資金決済については、日本銀行又はクリアリング機構が指定する資金決済銀行のうちから、清算参加者が選定した銀行を利用する。</li> <li>・ クリアリング機構が、日本銀行から口座の開設を受ける必要がある。</li> <li>・ その他、取引・清算・決済の制度及び具体的な方法等は現行どおり。</li> </ul>
(3) 担保関係事務の取扱い a. 担保関係事務の委託  b. 代用有価証券の範囲及び預託方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当取引所は、信認金、取引参加者保証金、先物・オプション取引清算基金及び先物・オプション取引の取引証拠金の授受等に関する事務の一部をクリアリング機構に委託する。</li> <li>・ 当取引所の取引参加者又は清算参加者は、当取引所への信認金、取引参加者保証金、先物・オプション取引清算基金及び先物・オプション取引の取引証拠金の預託については、クリアリング機構への現金又は代用有価証券の差入れにより行うものとする。</li> <li>・ 政府短期証券（FB）を信認金、取引参加者保証金、先物・オプション取引清算基金及び先物・オプション取引の取引証拠金の代用有価証券の範囲に追加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現金及び代用有価証券の差入・返戻のための口座振替についても、クリアリング機構の口座を使用する。ただし、代用有価証券の返戻のための口座振替については、当取引所の口座から直接行う。</li> <li>・ 割引短期国債（TB）については、現行でも代用有価証券としての利用が可能。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<p>3. その他</p> <p>(1) 違約損失積立金の取扱い</p> <p>(2) 移行措置</p> <p>・ 実施時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信認金、取引参加者保証金、先物・オプション取引清算基金及び先物・オプション取引の取引証拠金の代用有価証券のうち、株券、優先出資証券、上場投資信託の受益証券、上場投資証券、転換社債型新株予約権付社債券及び国債証券の預託については、すべて口座振替により行うものとし、現物証券による預託（国債証券については登録国債によるものを含む）は行えないものとする。</li> <li>・ 当取引所の清算参加者の先物・オプション取引に係る決済不履行に伴い当取引所に損失が発生した場合において、違約損失積立金によりその損失を補填するときは、違約損失積立金のうち旧違約損失準備金相当額（クリアリング機構の決済履行保証スキームにおいて利用した場合はその残額）を控除した額により行うこととする。</li> <li>・ 移行に伴う所要の措置を設ける。</li> <li>・ クリアリング機構の業務開始に合わせて実施する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非上場投信等、国債以外の普通債及び交換社債については現物証券の差入れにより行い、米国債については現地保管機関における口座振替により行う（現行どおり）。</li> <li>・ 違約損失積立金のうち旧違約損失準備金相当額については、クリアリング機構の決済履行保証スキームにおいて利用する。</li> <li>・ 平成 14 年 3 月末現在の違約損失積立金の額は 17,367 百万円（内訳：旧違約損失準備金相当額 6,926 百万円、旧国債証券先物取引等違約損失準備金相当額 6,307 百万円、旧株価指数先物取引等違約損失準備金相当額 3,817 百万円、株券オプション取引違約損失準備金相当額 306 百万円）。</li> </ul>